

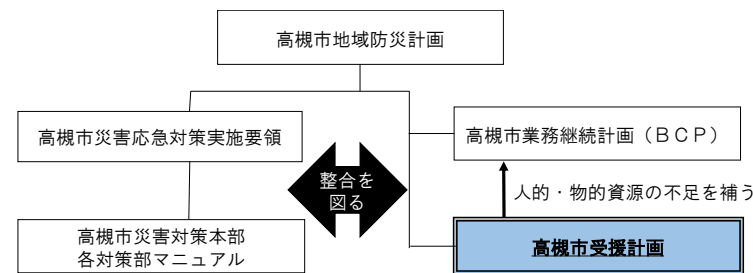
高槻市受援計画 令和2年3月 概要版

第1章 総則

平成30(2018)年に発生した大阪府北部地震において、国・府のほか多くの自治体、中核市市長会や全国青年市長会をはじめとする団体、民間事業者などから延べ2,900人を超える方々に応援いただいた。しかしながら、受援計画が策定されておらず、円滑な対応ができなかった。これらのことから、より効果的かつ実効性の高い受援体制の確立を目的として、具体的な応援要請や受入体制等を定めた、高槻市受援計画(以下「本計画」という。)を策定する。

高槻市地域防災計画では、災害の規模や被災地の二一ズに応じて円滑に他の都道府県や市町村から応援を受けることができるように受援体制の構築や、応援要員の従事を想定する業務の整理、応援機関の活動拠点等について必要な準備を整えると定めていることから、高槻市地域防災計画を上位計画とし、高槻市業務継続計画(BCP)や高槻市災害対策本部各対策部マニュアル等との整合を図ったものとして策定する。

【計画の位置付け】



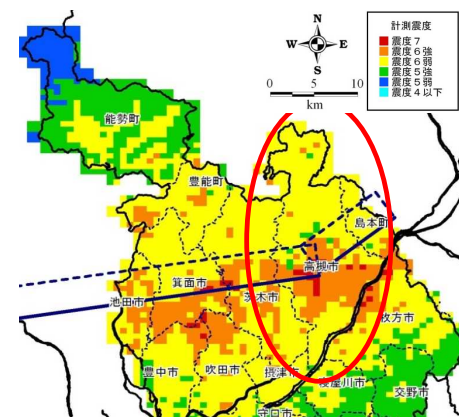
第2章 想定災害と被害想定

本計画では、様々な規模の地震災害に対応できる計画とするため、以下の規模の異なる2種類の地震を想定災害とする。また、想定する災害については業務継続計画との整合を図る。

【想定災害】

- シナリオ1 中規模地震災害：大阪府北部地震の再来
- シナリオ2 大規模地震災害：有馬高槻断層帯地震

【有馬高槻断層帯地震 震度分布図】



【本計画における被害設定】

| 項目 | 中規模地震※1 | 大規模地震※2 |
|---------|---------|---------|
| マグニチュード | 6.1 | 7.3~7.7 |
| 最大震度 | 6弱 | 7 |
| 死者数 | 2人 | 1,081人 |
| 負傷者数 | 40人 | 4,166人 |
| 避難所生活者数 | 613人 | 60,409人 |

※1平成30年大阪府北部地震での被害 ※2出典：大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書(平成19年3月)

第3章 受援における基本的な考え方

3.1 応援・受援の対象組織

本計画で受援を想定する主な対象組織は以下のとおりである。

- 自治体：大阪府(関西広域連合含む)、中核市市長会、全国青年市長会、その他協定締結自治体等
- 国関係機関：緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等
- 協定締結団体：協定締結団体・民間企業等
- 自衛隊：※自衛隊法に基づく知事要請による派遣を想定

本計画の対象組織の範囲は、災害対策本部各対策部(G)のうち、消火・救助部を除く対策部(G)とする。

3.2 応援要請の実施基準

応援要請の実施基準は、災害対策本部第2次防災体制が設置された場合とする。また、それ以外に、災害対策本部長(市長)が受援を必要と判断した場合とする。

3.3 計画の対象期間

本計画における受援の対象時期は、業務継続計画との整合性を踏まえ、発災後概ね1か月間とする。

第4章 全庁的な受援体制

(1) 受援組織の業務内容・役割

災害時における受援の業務内容・役割については、国ガイドラインにより、主に以下のことを想定する。

- ① 市内の人的・物的資源ニーズや受入状況等、現状の把握・整理・とりまとめ
- ② 人的・物的資源の過不足整理や管理帳票作成
- ③ 今後必要となる人的・物的資源の見積り検討と応援要請・物資要請
- ④ 上記①~③の項目に関する市内共有・調整
- ⑤ 必要に応じた調整会議の企画・運営
- ⑥ 応援職員への適切な執務環境の提供等、担当対策部(G)への支援や配慮

(2) 受援体制・組織

本市における受援体制としては、地域防災計画に定める事務分掌に基づき、高槻市災害対策本部の組織編成において、人的な受援については、**本部事務局 職員配備グループ**を、食料や物資などの受入については、**食料・救済対策部**を受援担当部局とし、全庁的な受援体制を構築するものとする。

(3) 人的受援の種別や主な内容

人的受援の種別及び主な内容については、以下のとおりである。

① 市内受援

各対策部(G)内において、応急業務を実施するにあたり、対策部(G)内の人員では、対応できない又は対応できない見込みの場合に、**職員配備Gに対し、市内の他対策部(G)から応援を求める場合。**

② 外部受援(職員配備Gを通じて応援要請)

各対策部(G)内において、応急業務を実施するにあたり、対策部(G)内の人員では、対応できない又は対応できない見込みの場合に、**職員配備Gに対し、外部の受援対象組織から応援を求める場合。**

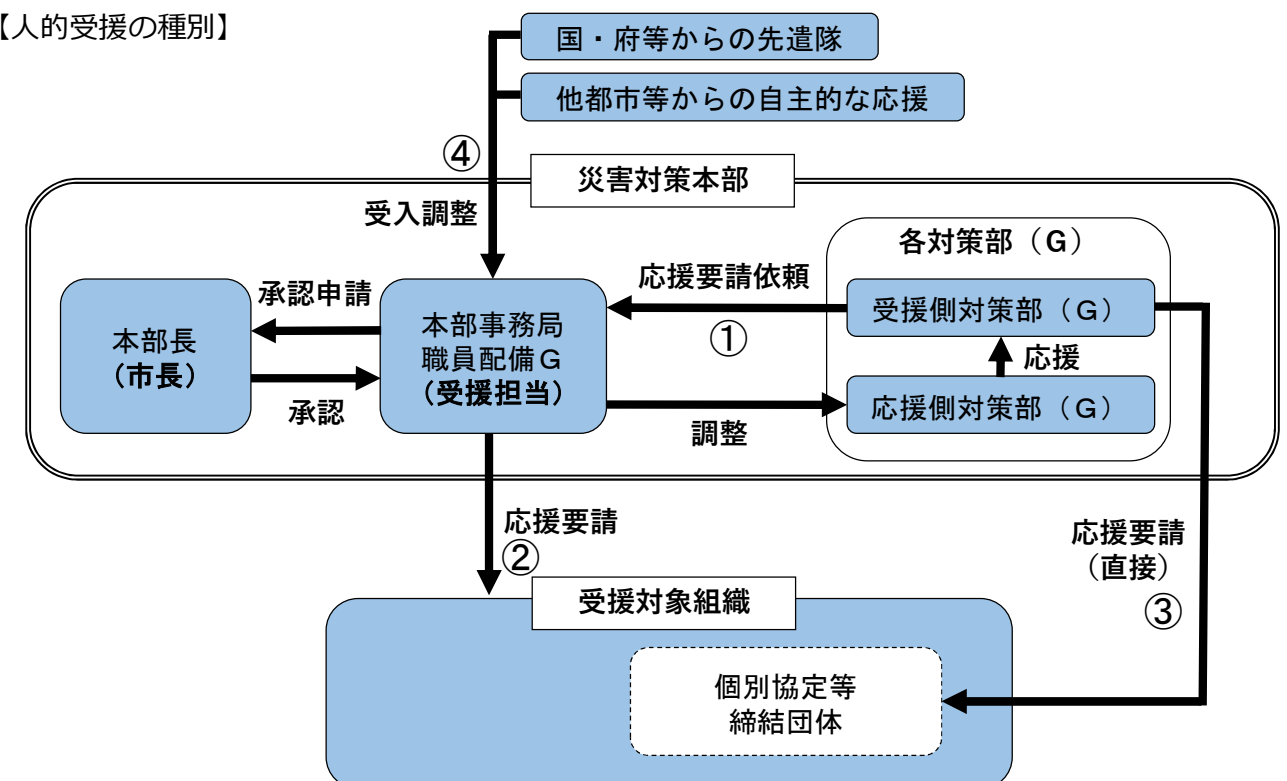
③ 外部受援(各対策部から直接応援要請)

各対策部(G)内において、応急業務を実施するにあたり、対策部(G)内の人員では、対応できない又は対応できない見込みの場合に、**事前に締結している個別協定等に基づき、各対策部(G)から直接、協定締結団体等に応援を求める場合。**

④ 自主的な応援

国・府等からの先遣隊や他自治体等からの自主的な応援の場合。

【人的受援の種別】



第5章 受援対象業務及び内容

受援対象業務については、大阪府北部地震の実績や、内閣府の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に、業務継続計画における想定災害に応じた非常時優先業務の時間区分ごとの必要人数及び配置予定人数の結果等を踏まえて選定した。また、選定した受援対象業務について、本計画が対象とする2つのシナリオそれぞれについて、想定受援人数、主な担当課、指揮命令者及び受援担当チーム、受援時期、必要人数、実施場所、必要な資機材等、事前に定めておくべき事項や準備しておくものなどを整理した受援業務シートを作成した。

【受援対象業務一覧】

| 対策部（G） | 担当課 | 業務名称 | 対象業務 | |
|------------|-----------|---------------------------------|-----------------|-------|
| | | | 中規模地震 | 大規模地震 |
| 本部事務局統括G | 市長室 | 関係機関の応接、視察対応 | ○ | ○ |
| | 危機管理室 | 災害弔慰金の支給 | ○ | ○ |
| | 危機管理室 | 災害障害見舞金の支給 | ○ | ○ |
| | 危機管理室 | 災害見舞金等の支給 | ○ | ○ |
| | 危機管理室 | 災害援護資金の貸付 | ○ | ○ |
| | 危機管理室 | 被災者生活再建支援金の受付、進達 | ○ | ○ |
| 本部事務局広報広聴G | 市民生活相談課 | 被災者支援窓口（センター）の設置・運営 | ○ | ○ |
| | 広報室 | 災害広報の実施及び総括 | ○ | ○ |
| 方面部 | みらい創生室 | 避難所運営（方面隊） | ○ | ○ |
| 復旧部 | 道路課 | 道路施設の被害状況の調査及び道路障害物の除去等の緊急措置 | | ○ |
| | 下水河川企画課 | 河川、水路、ため池施設の被害状況の調査及び緊急措置 | | ○ |
| | 下水河川企画課 | 下水道施設の被害状況の調査及び緊急措置 | | ○ |
| | 農林緑政課 | 農道、林道の被害状況の調査及び緊急措置 | | ○ |
| | 下水河川事業課 | 雨水ポンプ場、排水機場、雨水取口等の被害状況の調査及び緊急措置 | | ○ |
| | 道路課 | 道路施設の復旧 | | ○ |
| | 下水河川企画課 | 下水道施設の復旧 | | ○ |
| | 下水河川事業課 | 雨水ポンプ場、排水機場、雨水取口等の復旧 | | ○ |
| | 建築課 | 応急仮設住宅の建設・供与 | | ○ |
| | 住宅課 | みなし応急仮設住宅の供与 | | ○ |
| | 住宅課 | 公共住宅への一時入居措置 | | ○ |
| | 住宅課 | 住宅に関する相談窓口の設置・運営 | ○ | ○ |
| | 建築課 | 被災住宅の応急修理 | | ○ |
| | 道路課 | 緊急交通路の確保 | | ○ |
| | 下水河川企画課 | 土砂災害の被害状況の調査及び緊急措置 | | ○ |
| | 審査指導課 | 被災建築物応急危険度判定 | | ○ |
| | 審査指導課 | 被災宅地危険度判定 | | ○ |
| | 建築課 | 公共建築物の応急危険度判定 | | ○ |
| | 建築課 | 被災公共建築物の設計・施工管理 | | ○ |
| | 衛生対策部 | 清掃業務課 | 災害廃棄物の受付、収集及び処理 | |
| 斎園課 | | 遺体安置所の設営、管理 | | ○ |
| 清掃業務課 | | 災害用トイレの設置、し尿の収集及び処理 | | ○ |
| 被害調査部 | 税制課 | 対策部（G）の運営・庶務（電話対応含む） | ○ | ○ |
| | 資産税課 | 被害状況の調査及びその受付 | ○ | ○ |
| | 収納課 | 自己申告による被災に関する証明の受付 | ○ | ○ |
| 医療対策部 | 健康医療政策課 | 救護所の設置・運営 | ○ | ○ |
| | 保健予防課 | 被災者の健康維持 | ○ | ○ |
| 給水部 | 料金課・管路整備課 | 応急給水活動 | ○ | ○ |
| | 管路整備課 | 上水道施設の被害状況の調査及び緊急措置 | | ○ |
| | 管路整備課 | 上水道施設の復旧 | | ○ |

【受援想定人数】

| 時間区分 | 3時間以内 | 1日以内 | 3日以内 | 1週間以内 | 2週間以内 | 1ヶ月以内 |
|-------|-------|------|------|--------|--------|--------|
| 中規模地震 | 10人 | 399人 | 331人 | 152人 | 185人 | 153人 |
| 大規模地震 | 42人 | 645人 | 889人 | 1,603人 | 1,996人 | 1,196人 |

※1日当たり8時間勤務とした場合

第6章 受援手順及び方法

受援種別である①庁内受援、②外部受援（職員配備Gを通じて応援要請）、③外部受援（各対策部から直接応援要請）の手順及び方法を示す。なお、④自主的な応援については、②外部受援（職員配備Gを通じて応援要請）に準ずるものとする。

【例 ②外部受援（職員配備Gを通じて応援要請）】

① 応援要請

・受援側の対策部（G）は、対策部（G）内の人員では対応できない又は対応できない見込みの場合は、予め検討・整理した受援業務シートを参考にして、応援要請の必要性や必要な人数や期間を判断し、職員配備Gに様式1 応援職員要請書にて外部受援の応援要請を依頼する。

・職員配備Gは、応援要請の依頼状況を整理し、市全体の人員過不足状況も考慮の上、応援要請を行うことが妥当であると判断する場合、受援側の対策部（G）や外部の受援対象組織と、人数や期間等の職員派遣調整を行い、様式3 応援職員派遣決定通知書にて派遣決定を行う。

② 受入準備

・受援側の対策部（G）は、受援業務シートに基づき、必要な備品・資機材、執務スペース等やマニュアル等の必要な準備を行う。また、外部の受援対象組織に資機材等の持参を要請する場合は連絡する。

③ 応援者の受入

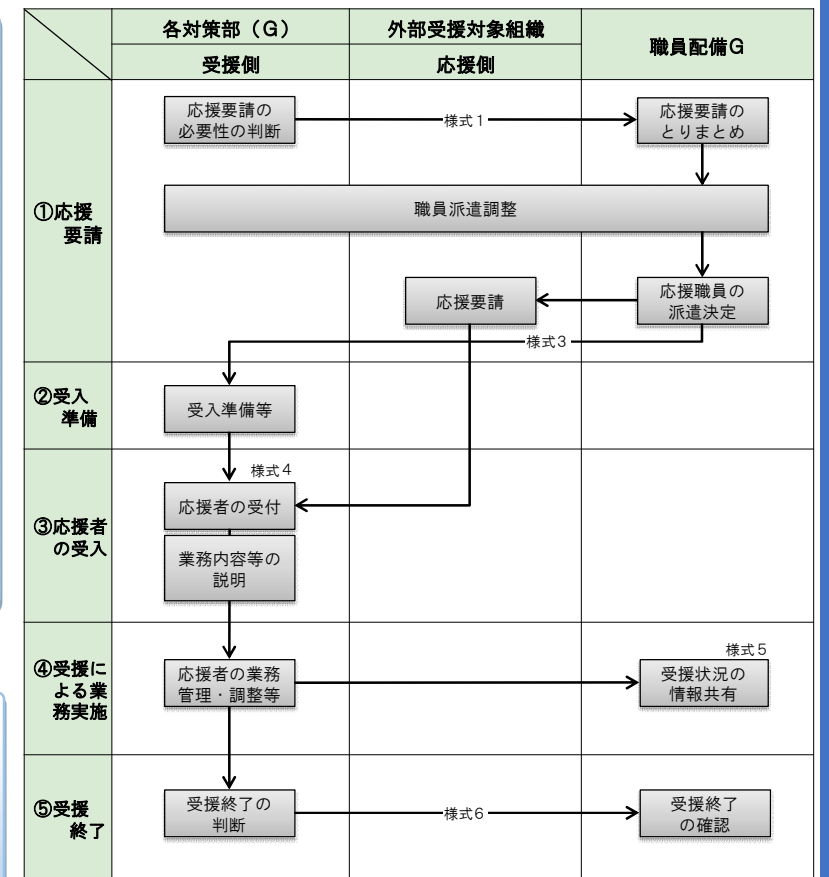
・受援側の対策部（G）は、応援者の受付を様式4 応援職員等名簿にて記録し管理する。また応援者に業務の内容や引継ぎ事項等について説明するとともに、必要に応じて情報共有のためのミーティングを実施する。

④ 受援による業務実施

・受援側の対策部（G）は、受援状況を様式5 受援状況集約シートに記録し、職員配備Gと情報共有を行う。

⑤ 受援終了

・受援側の対策部（G）は、受援対象業務の終了や縮小に伴い、人員不足が解消された場合、受援終了の判断を行い、様式6 受援完了報告書により、職員配備Gに報告する。



6.1 受援場所

受援業務を実施するにあたり、本来の執務室だけではスペース等が不足し、特設会場等が必要な場合がある。受援対象業務のうち、特設会場が必要な受援対象業務を整理するとともに、使用が考えられる会議室を整理した。災害時には、受援業務シートの特設会場等の候補を中心に、使用が考えられる会議室等より受援場所を選定する。また、応援者車両の駐車場についても、協定締結先などから事前に確保を行う。

第7章 受援体制の向上

本計画に基づき、受援業務を円滑に遂行するために、PDCAサイクルを通じて、本計画を適宜修正・見直しを行い受援体制の向上を図る。